

学校いじめ防止等の基本的な方針

(令和7年度 4月改定)

令和7年(2025年)4月

松本市立開成中学校

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
一 学校いじめ防止のための対策の基本的な方向・・・・・・・・	2
1 いじめ防止等の対策の目指す方向・・・・・・・・	2
2 いじめとは・・・・・・・・	2
(1) いじめの認知	
(2) 見えにくいいじめ	
(3) いじめの背景	
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・	3
(1) いじめを未然予防	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに適切に対応するために	
二 いじめの防止・早期発見のための手だて・・・・・・・・	4
(1) 日々の観察	
(2) 観察の視点	
(3) 生活ノートの活用	
(4) 教育相談やカウンセリングの活用	
(5) いじめの実態調査アンケート	
(6) 相談しやすい環境づくりをすすめる	
(7) 本人からの訴えには	
(8) 周りの生徒からの訴えには	
(9) 保護者からの訴えには	
三 「いじめ」への対応・・・・・・・・	6
1 対応の基本的な流れ・・・・・・・・	6
いじめ情報のキャッチ	
2 いじめ発見時の緊急対応・・・・・・・・	6
(1) いじめられた生徒やいじめを報告した生徒を守り通す	
(2) 事実確認と情報の共有	
把握すべき情報例	
3 いじめが起きた場合の対応・・・・・・・・	7
(1) いじめられた生徒に対して	
(2) いじめた生徒に対して	
(3) 保護者に対して	
(4) 周りの生徒に対して	
(5) 継続した指導	
4 「いじめ・不登校対策委員会」の設置・・・・・・・・	8
委員会の組織	
迅速な初期対応 いじめが起きたときの初期対応の手順・・・・・・・・	9
5 ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・	10
6 重大事態への対応・・・・・・・・	12
(1) 学校の対応	
(2) 事実関係を明確にするための調査	
(3) 調査の実施	
(4) 自殺の背景調査における留意事項	
(5) 調査結果の提供及び報告	
(6) その他の留意事項	
7 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について	14
資 料 重大事態発生時の報告・調査	16
資 料 いじめ早期発見のためのチェックリスト	17
資 料 “いじめを見逃さない長野県”を目指す共同メッセージ	18
資 料 子ども何でも相談	19

はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題である。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また、いじめを受けた子どもだけではなく、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなる。

いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、役割と責任を自覚し、いじめ問題に取り組むことが大切である。そのため、いじめ問題は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

学校では、すべての生徒を対象に、教職員が一人で抱え込まずに、教職員全員が一丸となって組織的な対応をすることが必要である。また、保護者、地域の皆さん、関係機関と連携して取り組むことも欠かせないことである。

長野県では、これまでも、学校の対応力の向上や相談体制の充実等、様々ないじめ防止の対策に取り組んできた。また、「"いじめを見逃さない長野県"を目指す共同メッセージ（平成 24 年 8 月 7 日 長野県知事・長野県教育委員会委員長）」を発出（18 ページ参照）し、「いじめNo! 県民ネットワークながの」を立ち上げるなど、県民総ぐるみで、いじめ問題に取り組むことを決意した。

このたび、いじめ問題の克服に向けて、県・市町村・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」第 12 条に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。

この基本的な方針をもとに、すべての生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう、開成中学校では、平成 26 年度、「いじめ対応マニュアル」を作成した。本年度は、平成 30 年度に改定した「学校いじめ防止等の基本的な方針」の見直しを図り、学校・開成中コミュニティースクール運営委員会や家庭、地域その他の関係者が連携し、学校や地域の実情に応じた具体的かつ実効的ないじめ問題への取り組みを計画・立案、展開されるようにしていく。

一 学校いじめ防止の対策の基本的な方向

1 学校のいじめ防止等の対策の目指す方向

- (1) すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 生徒が自己有用感をもったり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

2 「いじめ」とは

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、在籍する同じ学校で生活しているなど、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、前記の「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要である。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要となる。

◆法律上のいじめの定義（以下の4つを全て満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

(2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などである。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、「日常的によくあるトラブル」である。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もある。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりする

こともある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている生徒もあり、自分からいじめを訴えないこともある。

いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要である。

(3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合がある。

- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

そのため、生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要である。そうすることがいじめの日常的な未然防止にもつながる。

また、生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が近年増加傾向にあり、インターネット上のいじめへの対策も急務である。

3 学校いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校や教育委員会が取り組むべき教育課題である。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人がかかわり、社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながる。

(1) いじめの未然予防

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりを進めていく。

- ・生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」ことや、命の尊さについて理解を促す。生徒一人一人が、「いじめなんて、くだらないよね」と言えるように、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じとれる"絆づくり"を進めていく。
- ・生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ・ささいなトラブルが深刻ないじめへと安易にエスカレートしてしまわない風土をつくりだし、生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。（基本的生活習慣の確立：早寝・早起き・朝ごはん、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり）

家庭や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取り組みなどを通じて子どもたちを見守り、関わっていくことが大切である。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携して生徒を見守り、いじめを見逃さないようにする。次のような点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要である。

- ・「いじめは見えにくい」ということを認識し、生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。(授業公開)
- ・学校は、定期的なアンケート調査、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・相談しやすい環境をつくるために、教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
- ・学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。(学校公開週間の年間行事計画への位置づけなど)

(3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的な対応をする。そのため、学校では「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておくことが必要である。また、学校の取り組みの充実を図り指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせませない。さらに、事案によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になる。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておくことが求められる。

二 いじめの防止・早期発見のための手だて

(1) 日々の観察……生徒のいるところには、教職員がいる

生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示(保健室・職員室・金工準備室)をすることが大切である。

(2) 観察の視点……集団を見る視点が必要

成長の発達段階からみると、生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあるので、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 生活ノートの活用……コメントのやりとりから生まれる信頼関係

気になる生徒には生活ノートを通して、連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応することで、保護者との信頼関係が構築できる。

(4) 教育相談やカウンセリングの活用・・・気軽に相談できる雰囲気づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。それは、教職員と生徒の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的に教育相談の機会を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備する。

(5) いじめ実態調査アンケート・・・アンケートは実施時の配慮が必要

実態に応じて随時実施する。3か月に1回以上のアンケートを実施（5・9・11・2月）。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手だての一つであるという認識も必要である。

(6) 相談しやすい環境づくりをすすめる

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(7) 本人からの訴えには

① 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

② 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況聴取だけにならないように注意する。

(8) 周りの生徒からの訴えには

① いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

② 「よく言ってきたね」とその勇気ある言動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(9) 保護者からの訴えには

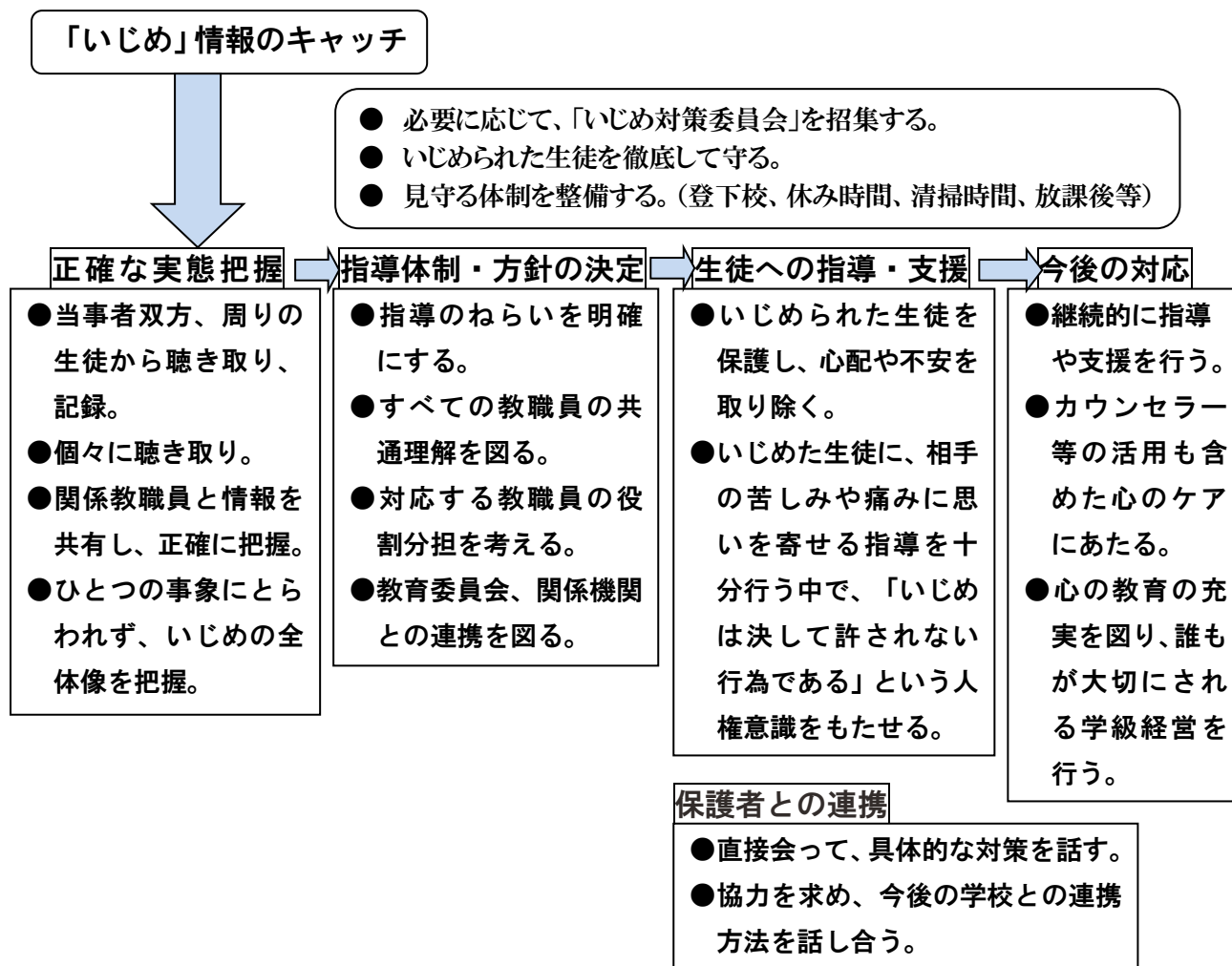
① 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

② 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築く。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

③ 保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

三 「いじめ」への対応

1 対応の基本的な流れ



2 「いじめ」発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、学校長・教頭に報告する。

(1) いじめられた生徒やいじめを報告した生徒を守り通す

- ① いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に十分な配慮をする必要がある。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- ② 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などを、いじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握することが重要である。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、校長・教頭の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

〈把握すべき情報例〉

- ◆誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか?【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか?【期間】

要注意

- ・生徒の個人情報はその取扱いに十分注意すること

3 「いじめ」が起きた場合の対応

(1) いじめられた側に対して

生徒に対して

- ① 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してもらうよう伝える。

(2) いじめた側に対して

生徒に対して

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

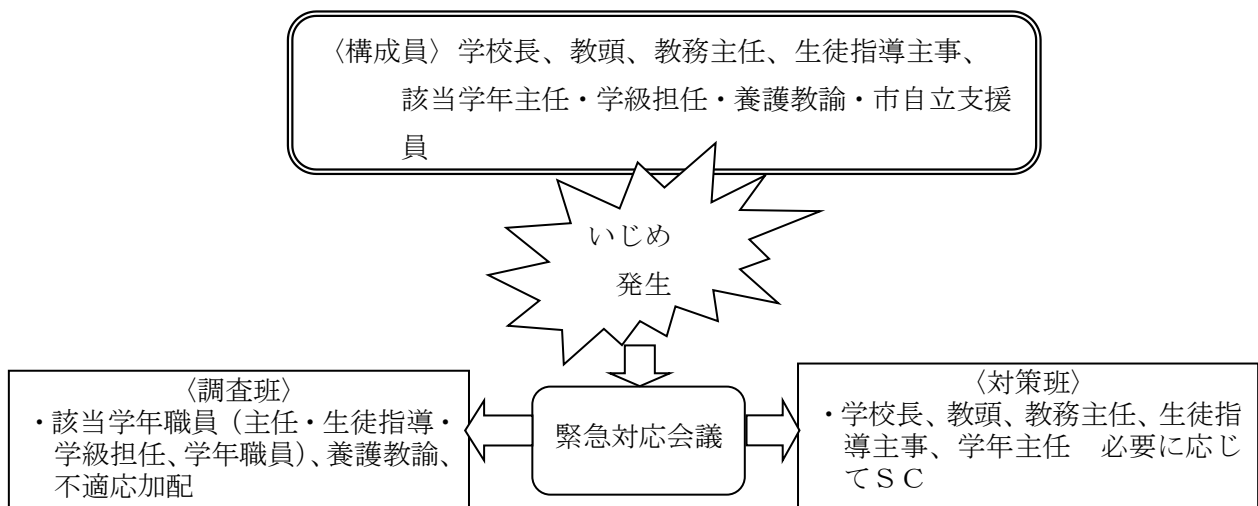
- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- (3) 周りの生徒に対して
- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- (4) 継続した指導
- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

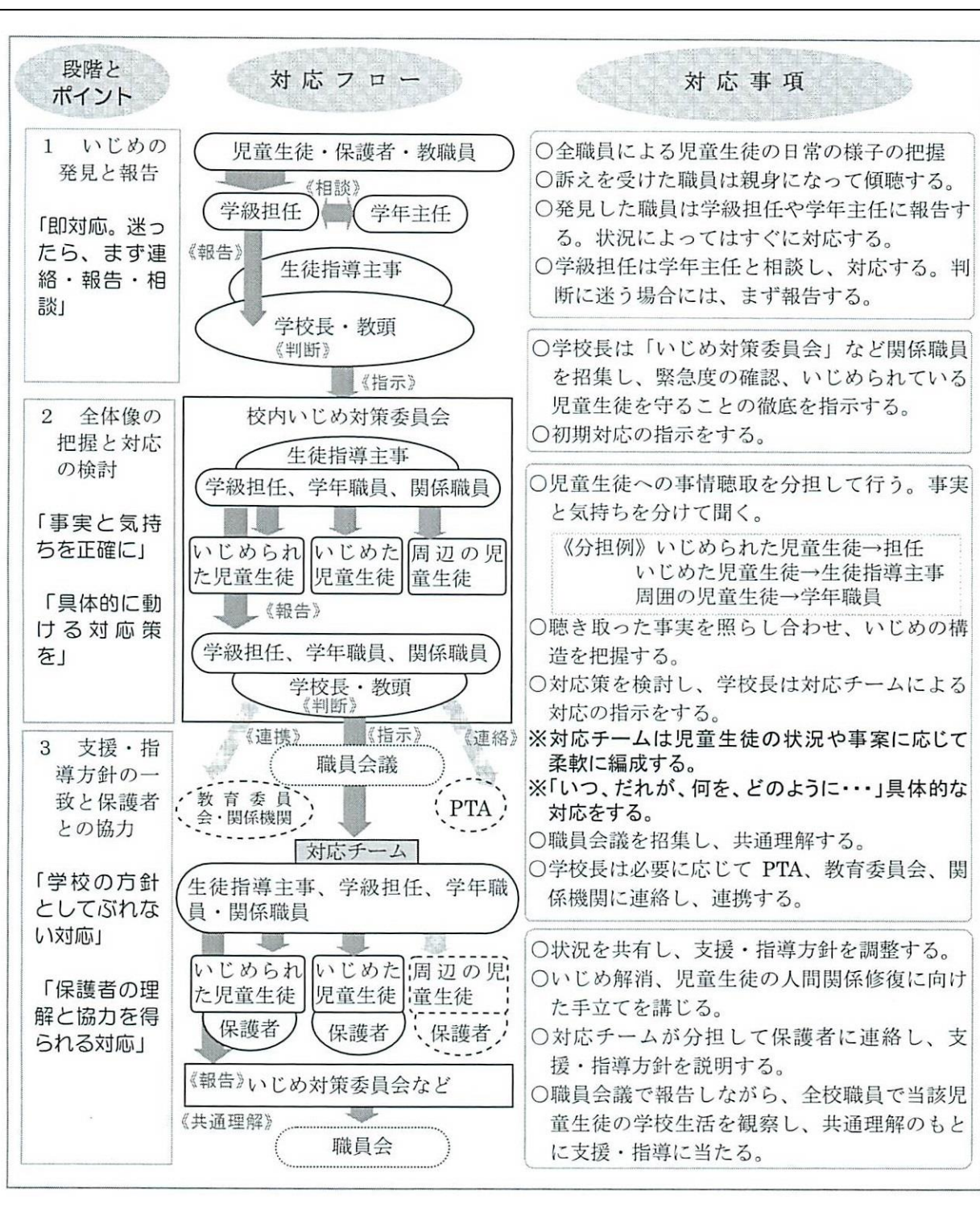
4 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

- (1) いじめ・不登校対策委員会は、学校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- (2) いじめ不登校対策委員会は、不登校は勿論のこといじめ対策に特化(重点を置く)した役割を明確にしておく。

いじめ・不登校対策委員会の組織



迅速な初期対応



5 ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・ 未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。（「学校だより」への記載やネットモラル講演会など）
- ・ 生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

ネット上のいじめへの対応

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 悪口や誹謗・中傷の内容を不特定多数に拡散する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

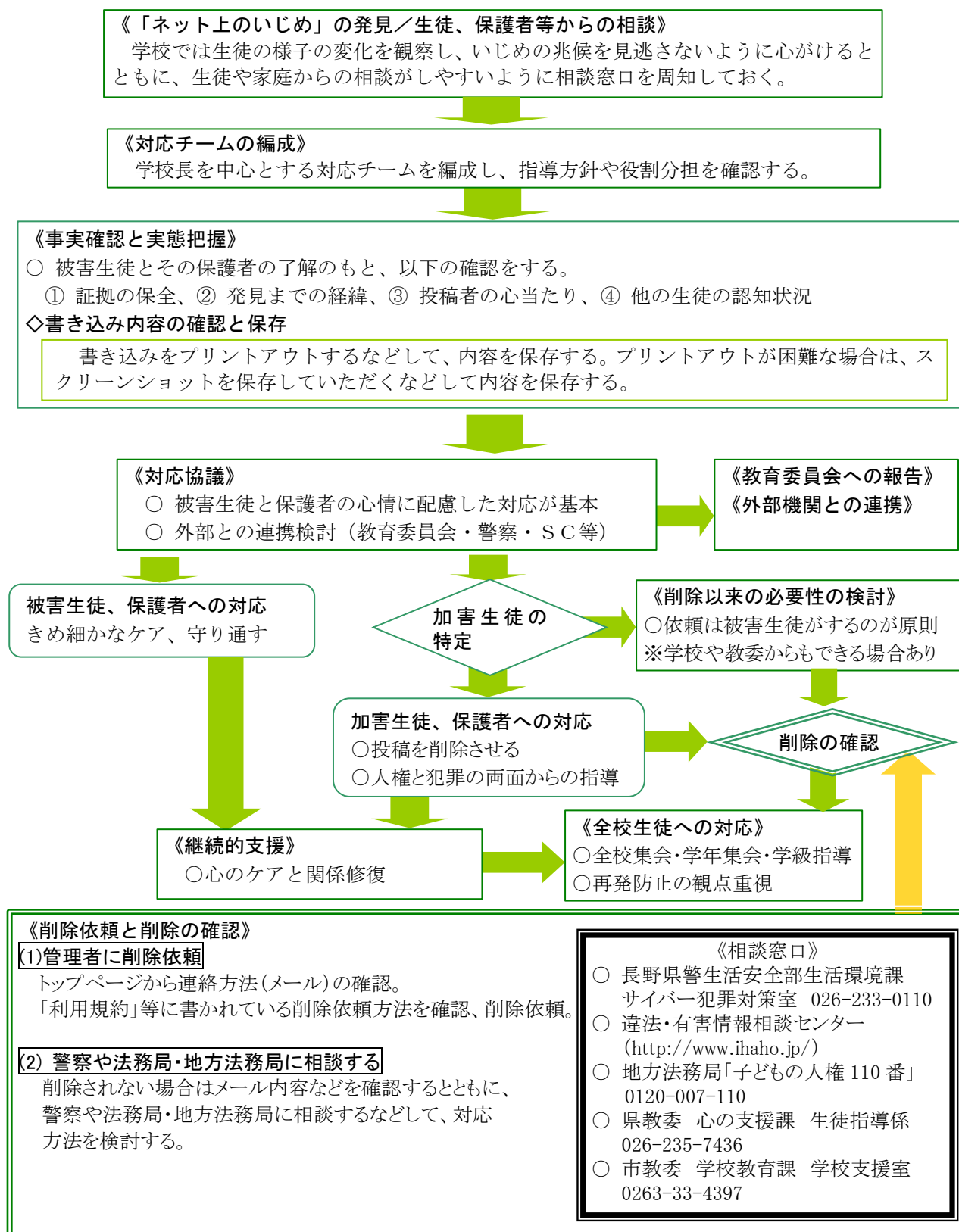


ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

SNS等での誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要がある。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真華に対応する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査
- ※ その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 学校の対応（報告・調査のフローチャートは 16 ページ参照）

学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者である松本市教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、各学校は、学校危機管理マニュアルに従って迅速かつ適正に対応する。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。
- 関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
- 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
- いじめられた生徒の安心・安全の確保
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
- いじめた生徒への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続する。

(2) 事実関係を明確にするための調査を行う

松本市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、学校は松本市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

〈組織の構成〉

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の構成員

（学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職、関係教職員等）

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（スクールサポーター、保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

(3) 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅し、明確にする。その際、学校はすすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた生徒からの聴き取り〉

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

〈いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(4) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

(5) 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

調査結果については、松本市教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(6) その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

(1) いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。

年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

(2) 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

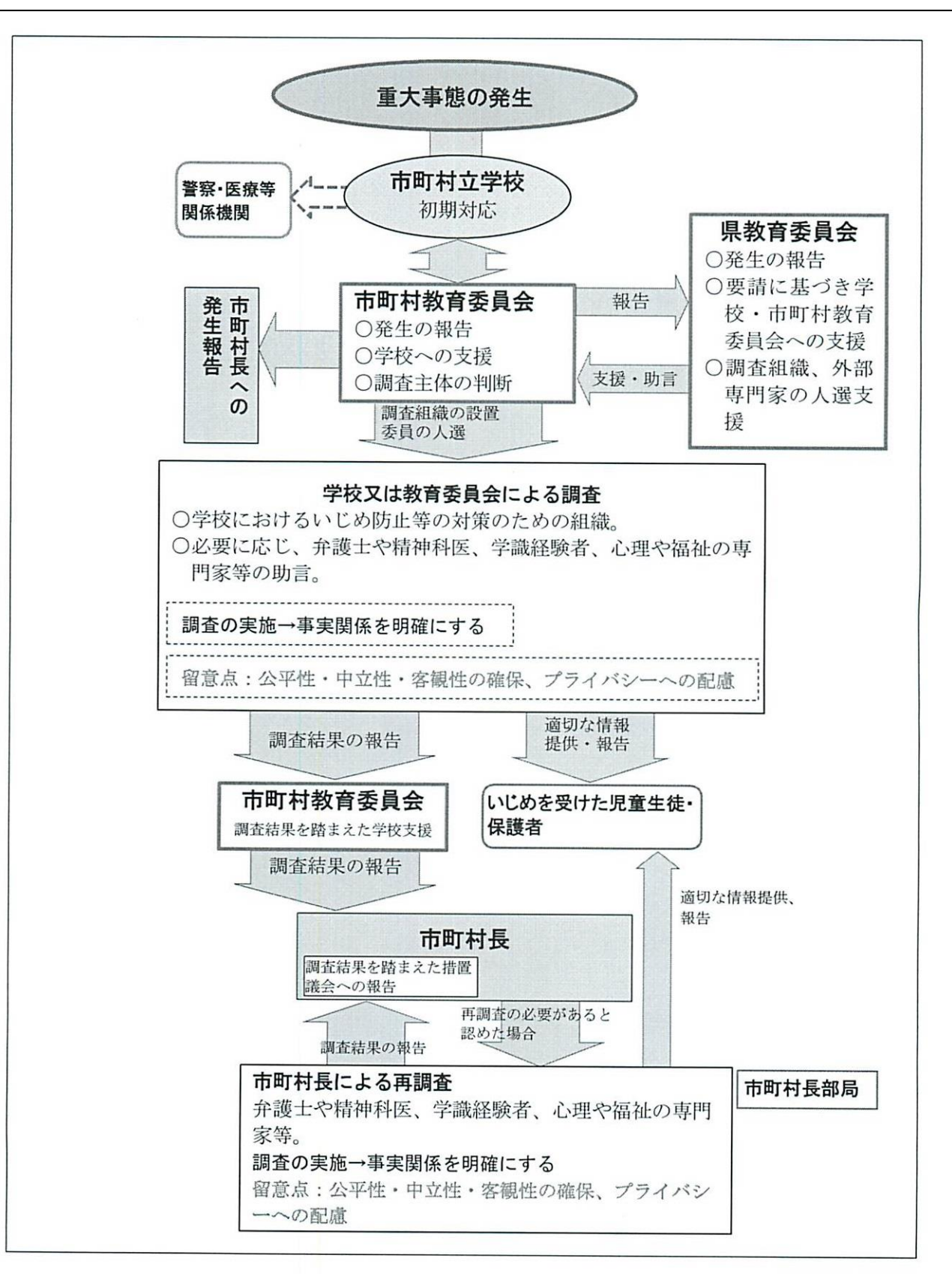
[年 間 指 導 計 画]

	4 月	5 月	6 月	7 月
防 止	学級づくり Edv Path (非認知能力 アセスメント) 2年生	Edv Path 1・3年生	※Edv Path を以降各 学年で随時実施	→
早 期 発 見	P T Aとの連携 (学年・学級P T A)	①いじめアンケート と聞き取り・対応		
職 員 会 議 等	継続的な情報交換 (職員会議・学年 会・学校運営委員 会など) いじめ対策委員会開催			→

	8 月	9 月	10 月	11 月
防 止	学級づくり			→ 人権教育月間
早 期 発 見		②いじめアンケート と聞き取り・対応		③いじめアンケート と聞き取り・対応 教育相談
職 員 会 議 等	継続的な情報交換			→

	1 2 月	1 月	2 月	3 月
防 止	学級づくり —————→		・新入生の実態把握 ・クラス替えの準備	
早 期 発 見			④いじめアンケート と聞き取り・対応	
職 員 会 議 等	継続的な情報交換 —————→			

重大事態発生時の報告・調査



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたり、手紙を回したりしている

いじめられている生徒

● 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ いつもみんなの言動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ☐ とくどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする ☐ 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている ☐ 一人で離れて掃除をしている

● その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう

平成 24 年 8 月 7 日

～長野県のすべての大人のみなさまへ～

“いじめを見逃さない長野県”を目指す共同メッセージ

長野県知事 阿部 守一

長野県教育委員会委員長 矢崎 和広

いま私たちは、いじめを見逃さず、いじめから子どもを守るという決意を、長野県のすべての大人のみなさんに向けて呼びかけます。

いじめは、いじめられる子どもはもちろんのこと、いじめをしてしまう子どもにとっても大変不幸なことです。どの子どもたちも苦しんでいます。

長野県の子どもたちが、互いにいじめたり、いじめられたりという関係にならないように、私たち大人が、身近にいる子どもたちをしっかりと見守っていかなければなりません。

連日のように、全国各地でいじめによる悲しく痛ましいニュースが報道されています。そして残念ながら長野県でもいじめは存在しています。

そうした現状に対して私たちは、“いじめをなくしたい”という一人ひとりの思いをあらたにし、今後、長野県の子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、子どもたちへの日々のまなざしを大切に、子どもたちの声に丁寧に耳を傾けなければなりません。

どのような理由があっても、いじめが正当化されることはありません。

いじめという行為は絶対に許されないという強い意志を、大人どうし、そして子どもたちと共有することが、いじめから子どもたちを守る第一歩です。

私たちも行政として、これまでの経験をしっかりと活かし、学校や保護者、市町村などのみなさんと密に連携しながら、いじめを見逃さない、いじめに苦しむ子どもを出さないための具体的な方策を、ひとつひとつ着実に、そして継続的に実施していきます。

もしあなたの身近に、いじめられたり、逆にいじめたりする子どもがいるならば、その事実を放置したり、対応をあきらめたりすることなく、私たちと共にいじめに向き合う勇気を持ってください。ぜひ私たちと一緒に考え、行動しましょう。

なお県では、以下の支援センターで、大人のみなさまからのご相談もお受けしています。いじめ対応についてどうぞお気軽にお電話ください。

こどもの権利支援センター 026-235-7458

(大人からのご相談もお受けします)

※19ページ、20ページ 資 料 子どもなんでも相談

子どもなんでも相談

松 本 市
松本市教育委員会

お子さんの教育などでお困りのことや、お悩みのことなど何なりとご相談ください
— お子さんからの相談も受けつけます —



【相談時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

妊娠から出産、子育てにかかわる相談

- 子ども子育て安心ルーム
※裏面をご覧ください。
- 健康づくり課 及び 各保健センター
 - ・健康づくり課 ☎34-3217
 - ・南部保健センター ☎27-3455
 - ・北部保健センター ☎38-7677
 - ・中央保健センター ☎39-1119
 - ・西部保健センター ☎92-8001

※ 健康づくり課では心や体の健康にかかわる相談も受付しています。



子どもや家庭にかかわる相談

- ・ こども家庭センター ☎33-4767
(こども福祉課)

発達障がい等にかかわる相談

- ・ 松本市インクルーシブセンター
☎24-1235 ※裏面をご覧ください。

保育園・幼稚園・認定こども園にかかわる相談

- ・ 保育課 ☎33-9857

就学にかかわる相談

- ・ 教育相談室 ☎24-1235
(松本市インクルーシブセンター内)

子どもの権利にかかわる相談

- ・ 子どもの権利相談室 こころの鈴
☎0120-200-195
※裏面をご覧ください。

子どもの心・体・性にかかわる相談

- ・ まちかど保健室 ☎34-3291
※裏面をご覧ください。

青少年問題全般にかかわる相談

- ・ 青少年相談 ☎34-3183
E-mail: ysoudan@city.matsumoto.lg.jp
月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

学校教育全般にかかわる相談

- ・ 学校教育課 学校支援室 ☎33-4397
- ・ 学校教育課 (就学援助 指定校変更) ☎33-9846

不登校にかかわる相談

- ・ 不登校支援アドバイザー ☎33-4397

- ・ 山辺教育支援センター ☎33-1845
(旧山辺中間教室: 教育文化センター内)
- ・ 鎌田教育支援センター ☎29-1275
(旧鎌田中間教室: 鎌田中学校内)
- ・ 波田教育支援センター ☎92-4932
(旧波田中間教室: 波田体育館内)
- ・ 寿 教育支援センター ☎50-4480
(正念寺南側 寿豊丘教員住宅: 松本市寿中 1-29-23)
- ・ オンライン 教育支援センター ☎33-1000
(教育文化センター1F)

- ・ はぐルッポ ☎31-3373
※裏面をご覧ください。

LGBTQ、多様な性についての相談

- ・ にじいろのまち相談 ☎39-1108
(性的マイノリティ専門相談)
奇数月: 第3水曜日 偶数月: 第4火曜日
(10月 第5水曜日・12月 第3水曜日)
時 間: 午後3時～午後6時 (1週間前までに要予約)
- ・ よりそいホットライン
セクシャルマイノリティ専用回線
(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)
☎0120-279-338 (年中無休24時間)



同和問題の相談窓口

- ・ 松本市人権共生課 ☎39-1105
- 部落差別に関する相談
 - 開設日時 毎月第1・第3火曜日
午前10時～午後3時
 - 予約・問合せ 松本市人権共生課
☎39-1105

子ども子育て安心ルーム

母子保健コーディネーター・子育てコンシェルジュ・保育コンシェルジュが、妊娠・出産・子育てに関するご相談を伺います。

○松本市こどもプラザ（筑摩）

- 開設日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 場所 筑摩 1-13-22 ●問合せ ☎29-3400

○小宮こどもプラザ

- 開設日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 場所 島内 155-2 ●問合せ ☎47-8310

○南郷こどもプラザ

- 開設日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 場所 横田 3-23-1 ●問合せ ☎32-6315

○波田こどもプラザ

- 開設日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 場所 波田 6861 ●問合せ ☎91-3113

○芳川こどもプラザ（伊ノ町の松本村井2階）

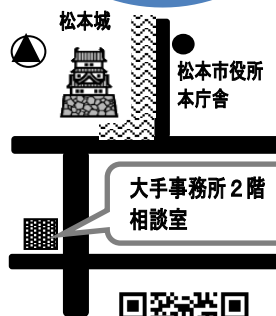
- 開設日時 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時
- 場所 村井町南 2-21-45 ●問合せ ☎86-1055

子どもの権利 相談室

こころの鈴

子どもの権利侵害に対して相談に応じ、助言や支援を行います。

面談を希望する場合は、事前にご相談ください。



- 開設日時 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時
金曜日 午後1時～8時
- 場所 大手 3-8-13
松本市役所大手事務所 2F
- フリーダイヤル ☎0120-200-195
電話代はかかりません
- FAX 34-3183
- E-mail kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
(左のQRコードをご利用ください)

松本市インクルーシブセンター

発達障がいや発達に心配のあるお子さん、医療的ケアが必要なお子さんや小児慢性特定疾病のお子さんなどを継続して、他機関と連携しながら総合的に支援をします。専門職員が各種相談、保護者支援や保育園・幼稚園・認定こども園・学校等への巡回支援も行います。

○松本市インクルーシブセンター

- 開設日時 平日 午前8時30分～午後5時
- 場所及び問合せ 松本市双葉4-8
なんぶくプラザ3階
☎24-1235
FAX24-1236



子どもの支援・相談スペース

はぐルッポ



さまざまな事情で学校に通うことができない、また、悩みを抱えている子どもたちの居場所を提供しています。

一人ひとりの思いに寄り添いながら、それぞれに応じた生活や学習の支援をして、自ら一歩踏み出すお手伝いをします。

- 開所日時 毎週水曜日・金曜日・月1回月曜日
午後1時～午後5時
- 場 所 浅間温泉 1-5-1 浅間荘 14号室
- 問合せ 子どもの支援・相談スペース ☎・FAX 31-3373
こども育成課 ☎34-3261
(右上のQRコードをご利用ください)



たぶんかきょうせいぷらざ 多文化共生プラザ

○外国人なんでも相談

- 月・火・水・金曜日 午前9時30分～午後6時
- 木曜日 午前9時30分～午後8時
- 土曜日 午前9時30分～午後5時
- 問合せ ☎39-1106

違法薬物に手を出さないで

相談はお気軽にどうぞ

- 電話相談窓口は、
松本警察署 : 25-0110 (代)
松本市保健所 : 40-0704 (直通)
- E-mailでの相談は、
(一社)松本薬剤師会へ
(右のQRコードをご利用ください)



(一社)松本薬剤師会相談窓口

松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会



青少年の居場所

子どものための

まちかど保健室

子どもの心、体、性のことなどで悩みや困ったことがありましたらご相談ください。ひとりで悩まずに、一緒に考えましょう。話しましょう。

- 開設日時 第2水曜日 午前10時～午後4時 (予約優先)
第4金曜日 午前10時～午後4時 (自由相談)
- 会 場 あがたの森文化会館 青少年の居場所
- 内 容 専門相談員による面接相談
- 予約・問合せ こども育成課 ☎34-3291 (直通)